

協議によって遺産分割をした場合、 その結果を書面に残す必要が あります。

遺言書がない場合には、法定相続人全員が参加し、話し合いによって遺産の分け方を決定します。

相続人全員が、遺産の分割について合意した場合には、その内容を記録した「遺産分割協議書」を作成する必要があります。

遺産分割協議書見本

遺産分割協議書

被相続人甲の遺産につき、同人の相続人全員において分割協議を行った結果、各相続人は次のとおり遺産を分割し取得することに決定した。

1. 相続人Xが取得する財産
 - (1) 土地
 - 所在 ○○○市○○○町○○○丁目
 - 地番 ○○○番
 - 地目 ○○○
 - 地積 ○○○㎡
 - (2) 建物
 - 所在 ○○○市○○○町○○○丁目○○○番地
 - 家屋番号 ○○○番
 - 種類 ○○○○○○
 - 構造 ○○○○○○
 - 床面積 ○○○㎡
2. 相続人Yが取得する財産
 - 銀行○○支店に対する預金債権
3. 相続人Zが取得する財産
 - 郵便局に対する貯金債権
4. 相続人Xは、被相続人甲の葬儀費用その他の相続債務の全てを負担します。

以下のとおり、相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を作成し各自署名捺印する。

平成○○年○○月○○日

相続人	住所			
	氏名	X		実印
相続人	住所			
	氏名	Y		実印
相続人	住所			
	氏名	Z		実印